

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

令和5年度第1回会議次第

日 時：令和5年10月30日（月） 午後3時
会 場：上越市役所木田第一庁舎 401会議室

- 1 開 会
- 2 令和4年度情報公開請求件数等の実績の報告について・・・資料1
- 3 個人情報保護法に基づく取組状況の報告について・・・資料2、資料3
- 4 その他
- 5 閉 会

情報公開制度・個人情報保護制度等に関する取組状況

【事業の目的】

市民の知る権利を保障する情報公開制度や会議公開制度の運用を通じて、市民との情報の共有化を進めるとともに、個人情報の適正な管理を行うことにより、市政運営に対する信頼を確保する。

【令和4年度の取組】

■情報公開制度、会議公開制度、個人情報の取扱い等に関する研修の実施

- ・新規採用職員研修（1回）
- ・文書主任研修（1回）
- ・個人情報保護制度に関する研修会（2回）
- ・公文書管理研修会（1回）

■情報公開・個人情報保護制度等審議会

- ・会議 5回
- ・個人情報取扱業務に係る諮問等についての審議（総計43件）

種別	新規登録	変更	廃止	合計
業務登録	7件	5件	1件	13件
目的外利用	13件	0件	0件	13件
外部提供	4件	1件	0件	5件
業務委託	10件	2件	0件	12件
コンピュータ結合	0件	0件	0件	0件
指定管理者の指定	0件	0件	0件	0件

- ・特定個人情報保護評価に係る諮問等についての審議 12件

【これまでの経過】

・情報公開の状況

年度	請求者の人数	請求件数	決定等の内訳			
			公開	部分公開	非公開	時限非公開
令和2	97人	170件	145件	20件	5件	0件
令和3	112人	200件	170件	24件	6件	0件
令和4	119人	232件	185件	39件	8件	0件

・自己情報開示等の状況

年度	請求者の人数	請求件数	決定等の内訳					
			開示	部分開示	非開示	削除	却下	訂正
令和2	72人	78件	56件	16件	6件	0件	0件	0件
令和3	66人	66件	47件	17件	2件	0件	0件	0件
令和4	72人	77件	40件	37件	0件	0件	0件	0件

・会議公開の状況

年度	開催届出件数	公開状況			傍聴人数
		公開	部分公開	非公開	
令和2	414件	362件	18件	34件	439人
令和3	461件	387件	31件	43件	530人
令和4	482件	420件	25件	37件	370人

令和4年度情報公開状況

担当課の名称は、令和4年度の名称です。

請求内容	決定内容	非公開等の理由	担当課
建築計画概要書関係	公開（55件）		建築住宅課
道路位置指定関係	公開（30件）		建築住宅課
ガス水道工事関係	公開（10件）		ガス水道局建設課
	公開（4件）		ガス水道局施設整備課
	公開（2件）		ガス水道局総務課
	公開（2件）		ガス水道局維持管理課
	公開（1件）		ガス水道局東部営業所
診療所関係	公開（2件）		地域医療推進室
	部分公開（5件）	個人情報、不保有	
	部分公開（1件）	個人情報	
	部分公開（1件）	不保有	
	非公開（3件）	不保有	
	部分公開（2件）	個人情報、不保有	会計課
	部分公開（1件）	不保有	
解体工事届出関係	公開（13件）		建築住宅課
	部分公開（1件）	個人情報	
下水道工事関係	公開（4件）		下水道建設課
	部分公開（2件）	個人情報	
	公開（4件）		下水道センター
	公開（2件）		柿崎区総合事務所
	公開（1件）		生活排水対策課
教育施設工事関係	公開（9件）		営繕室
公共施設工事関係	公開（6件）		営繕室
	部分公開（1件）	行政運営情報	
	公開（1件）		総務管理課
標識設置届出書関係	公開（7件）		建築住宅課

令和4年度情報公開状況

担当課の名称は、令和4年度の名称です。

請求内容	決定内容	非公開等の理由	担当課
住居表示関係	公開 (1件)		市民課
	部分公開 (3件)	個人情報、法人情報	
	部分公開 (1件)	個人情報	
損害賠償請求訴訟関係	部分公開 (4件)	個人情報	学校教育課
	非公開 (1件)	不保有	地域医療推進室
消雪施設工事関係	公開 (3件)		雪対策室
水質汚濁防止法に基づく特定施設関係	公開 (3件)		環境保全課
プロポーザル事業関係	公開 (1件)		広報対話課
	部分公開 (1件)	法人情報	産業立地課
	部分公開 (1件)	法人情報、行政運営情報	社会教育課
	非公開 (1件)	個人情報	
学校給食関係	公開 (2件)		教育総務課
病院事業会計関係	公開 (2件)		地域医療推進室
後援関係	部分公開 (1件)	個人情報	観光交流推進課
	非公開 (1件)	不保有	
地質調査業務委託関係	公開 (1件)		施設経営管理室
	公開 (1件)		道路課
固定資産評価業務関係	部分公開 (1件)	個人情報、不保有	税務課
	部分公開 (1件)	不保有	
要援護除雪費助成関係	部分公開 (1件)	個人情報	高齢者支援課
	非公開 (1件)	不保有	
道路・下水道工事関係	公開 (1件)		総務管理課
安全運転装置補助金関係	公開 (1件)		市民安全課
保育施設工事関係	公開 (1件)		建築住宅課
有害物質貯蔵指定施設関係	公開 (1件)		環境保全課
既存住宅地確認申請関係	公開 (1件)		都市整備課
下水道法に基づく特定施設関係	公開 (1件)		生活排水対策課

令和4年度情報公開状況

担当課の名称は、令和4年度の名称です。

請求内容	決定内容	非公開等の理由	担当課
磁気探査業務委託関係	公開 (1件)		道路課
指定管理施設関係	公開 (1件)		板倉区総合事務所
上越妙高駅周辺整備関係	公開 (1件)		共生まちづくり課
奨励金交付関係	公開 (1件)		産業立地課
精神障害者保健福祉手帳交付関係	公開 (1件)		福祉課
流雪溝整備計画関係	公開 (1件)		雪対策室
庁議関係	公開 (1件)		秘書課
高田城址公園観桜会関係	公開 (1件)		観光交流推進課
教科書採択関係	公開 (1件)		学校教育課
小学校校歌関係	公開 (1件)		学校教育課
図書館協議会関係	公開 (1件)		高田図書館
井戸関係	公開 (1件)		ガス水道局施設整備課
損害保険契約関係	部分公開 (1件)	個人情報	総務管理課
市共催事業関係	部分公開 (1件)	個人情報	総務管理課
敬老会関係	部分公開 (1件)	個人情報	高齢者支援課
消防設備関係	部分公開 (1件)	不保有	危機管理課
町内会名簿関係	部分公開 (1件)	個人情報	共生まちづくり課
青年就農報告書関係	部分公開 (1件)	不保有	柿崎区総合事務所
人・農地プラン関係	部分公開 (1件)	個人情報	柿崎区総合事務所
地域活動支援事業関係	部分公開 (1件)	個人情報、行政運営情報	吉川区総合事務所
入札参加資格申請関係	部分公開 (1件)	個人情報	契約検査課
市教育委員会共催事業関係	部分公開 (1件)	個人情報	教育総務課
議会陳情書関係	部分公開 (1件)	個人情報	議会事務局
政党機関紙関係	非公開 (1件)	不保有	総務管理課

令和4年度自己情報開示状況

担当課の名称は、令和4年度の名称です。

請求内容	決定内容	非公開等の理由	担当課
職員採用試験結果 (25件)	開示		人事課
戸籍、住民票関係 (32件)	部分開示 (21件)	個人情報	市民課
	部分開示 (6件)	個人情報、法人等情報	
	部分開示 (3件)	法人等情報	
	部分開示 (1件)	一部不保有	
	部分公開 (1件)	個人情報、法人等情報	柿崎区総合事務所
介護保険関係 (7件)	開示 (6件)		高齢者支援課
	部分開示 (1件)	事務事業情報	
障害者支援関係 (7件)	全部公開 (5件)		福祉課
	部分公開 (2件)	個人情報	
診療依頼兼結果通知関係 (2件)	開示		健康づくり推進課
相談記録関係 (4件)	開示 (2件)		健康づくり推進課
			男女共同参画推進センター
	部分開示 (2件)	個人情報	福祉課
		個人情報	収納課

個人情報の管理に係る不適切事例及び点検結果の報告について

<発覚日>

令和5年4月6日（木）

<概要>

個人情報が含まれた文書をシュレッダーで裁断することなく、後日、焼却処理する予定でクリーンセンター管理棟内にある車庫に一時保管していたが、同じく車庫で保管していた不法投棄された他の資源物とともに誤って資源物常時回収ステーションに生活環境課職員が持ち込んだことが、市民からの連絡により発覚したもの

<再発防止措置>

本件事案を踏まえて、個人や法人その他団体の情報で、特定の個人等を識別し、権利利益を害するおそれのある情報が含まれた文書については、一時保管することなく、直ちにシュレッダーで裁断又は焼却処分することを徹底したほか、会計年度任用職員を含む生活環境課職員に対し、市が保有する文書の重要性を十分認識するとともに、個人等の情報及び適正な公文書の取扱いと管理の徹底を図るよう指示した。

また、庁内に対しても文書管理の徹底について、下記のとおり通知した。

（通知内容）

- ① 非公開情報を含む文書を廃棄するときは、庁内リサイクルデーへの排出は行わず、シュレッダーにより裁断するなど、復元不可能な方法で廃棄すること。
- ② 非公開情報を含む文書が多量の場合で、①の方法が採れないときは、職員が直接、クリーンセンターに持ち込むなど、廃棄作業が確実に行われたことを確認すること。
- ③ ①及び②の廃棄作業に当たっては、非公開情報を含む文書を課内のリサイクルボックスに滞留させることなく、速やかに廃棄を行うこと。やむを得ず、速やかに廃棄作業に着手できない場合は、同作業までの間、第三者から見える場所や第三者が容易に持ち出せる場所には保管しないこと。

更に、庁舎内の個人情報を含む文書の廃棄をより適切に進めるために、木田庁舎にシュレッダーを5台追加配置した。

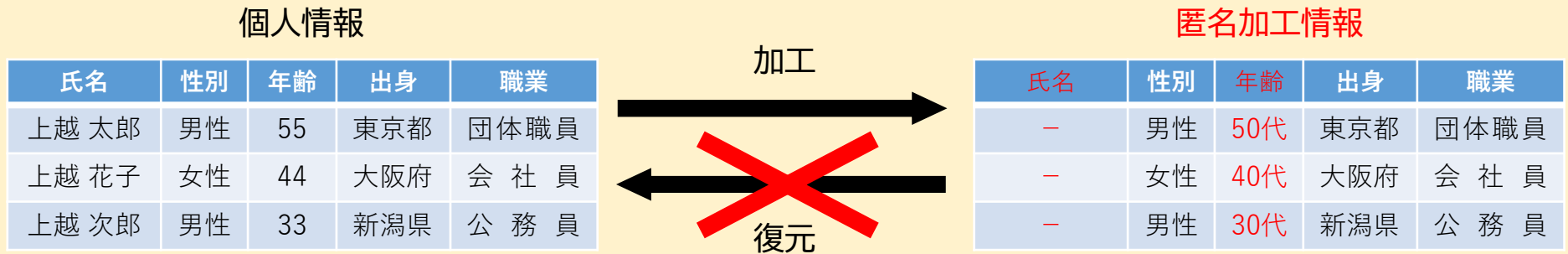
<不適切事例への対応に関する現地確認等>

生活環境課職員によるセルフチェックを実施後、総務課職員による監査を行い、対応状況を確認した。

生活環境課では、毎日、個人情報が含まれる書類について、業務終了後に職員がクリーンセンターのピットに直接持ち込み焼却処理を行っていることを確認した。

行政機関等匿名加工情報とは (法60条第3項)

市が保有する個人情報について、氏名を削除するなど特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報



行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準は、個人情報保護委員会規則で定められている。

《加工基準》 行政機関等匿名加工情報の作成方法に関して、次の措置を講ずることを求める。

- ① 特定の個人を識別することができる記述等(例:氏名)の全部又は一部を削除(置換を含む。)
- ② 個人識別符号(個人番号、旅券番号等)の全部を削除。
- ③ 個人情報と他の情報とを連結する符号(例:委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID)を削除。
- ④ 特異な記述等(例:年齢115歳)を削除。
- ⑤ 上記のほか、個人情報と保有個人情報ファイル内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずる。

▶ 行政機関等匿名加工情報の提供制度

行政機関等匿名加工情報を希望する事業者等へデータを提供する制度が開始

目的：個人情報データベースを、個人が識別できないよう「匿名加工」して提供することにより、「新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する」ため

例：健康福祉関連の匿名加工情報を提供し、福祉関連企業がマーケティング活動に活用する。

※ 地方公共団体は、都道府県及び政令指定都市が令和5年4月からの実施対象。当市を含むその他の地方公共団体での実施は、今後、政令において施行日が設定される。

▶ 個人情報ファイルの公表

個人情報ファイル簿

- ・ 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した個人情報ファイルの個票
- ・ 記録されている個人情報は1,000人以上のものが対象
- ・ システムや名簿等の名称、利用目的、記録項目、収集方法等を記載

市は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集のため、次の要件を満たす個人情報ファイルを公表する。

- ① 個人情報ファイル簿に掲載された個人情報ファイル
- ② 情報公開請求があれば個人情報の全部又は一部が公開されるもの
- ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工が可能なもの

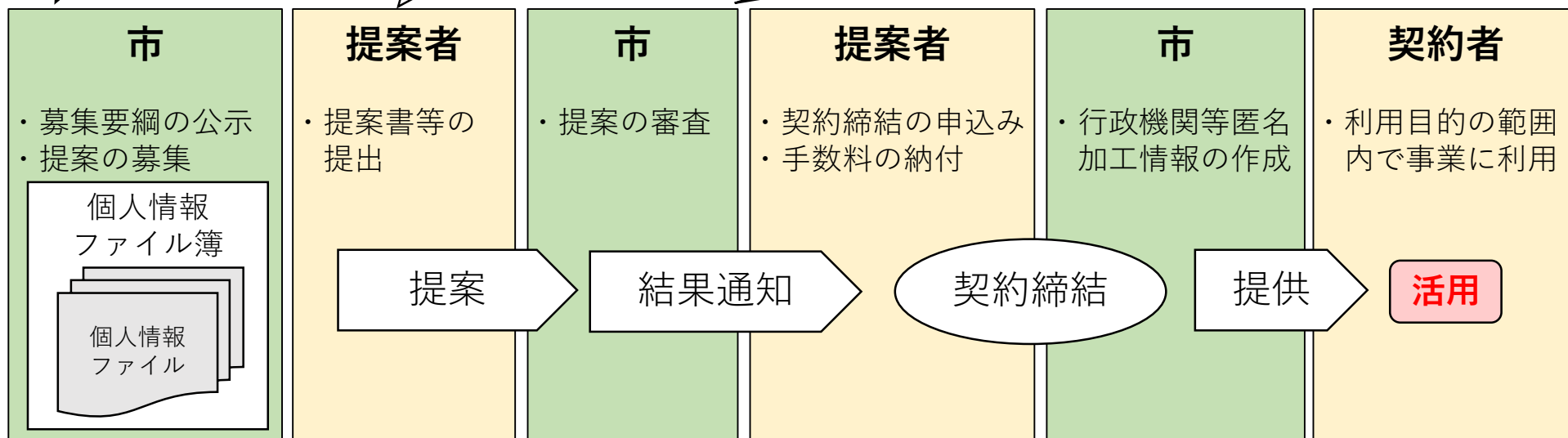
⇒ 公表している個人情報ファイルから、提供制度の提案募集を受け付けるものを選定

▶ 提供制度の手続

- ・ 毎年度 1 回以上、30 日以上期間を定めて、提案の募集を実施
- ・ 提案の募集前に、HP 等で募集要綱を公示

- ・ 提案者は、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人の別は問わない。
- ・ 欠格事由に該当する者は提案不可（例：未成年者や禁錮刑等の刑に処せられてから2年を経過しない者等）

- ・ 審査基準の適合性審査
 - ① 欠格事由の該当の有無
 - ② 加工基準に合致すること
 - ③ 事業が新産業の創出等に資すること
 - ④ 漏えい防止等の安全管理措置が適切であること等



▶ 県内自治体の状況 (10月20日現在)

新潟県：募集開始に向けて準備中

新潟市：現在検討中

▶ 今後の審議会での審議事項の予定等

- ・ 匿名加工情報の提供制度導入に伴う条例改正（手数料に関する規定の追加）の諮問

《政令で定める額》

- | | |
|------------------|--|
| ・ 基本事務に対応する金額 | 提案1件当たり21,000円 |
| ・ 作成に要する時間に応じた金額 | 当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価3,950円を乗じた額 |
| ・ 作成委託をする場合の金額 | 委託事業者に支払う費用を実費として手数料に加算する。 |

- ・ 匿名加工情報への加工方法などについての意見交換

▶ その他参考資料 (国の標準様式)

- ・ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要綱）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

＜標準様式第 3-1＞ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要綱）

年 月 日

年度第 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、年度第 回「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

(行政機関の長等)

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、[行政機関等]が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

【例 1】提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、[行政機関等]のホームページ（ウェブサイト）の「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

- 提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧

<http://www. . . . go. jp/ . . .>

【例 2】提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、別添のとおりです。＜委員会提出のエクセル表を添付＞

【参考】次の (1) から (3) までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- (2) 個人情報ファイルに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関情報公開法」という。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）又は情報公開条例の規定による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの

- ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
- ② 行政機関情報公開法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 未成年者② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者④ 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者⑤ 法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうち上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの |
|--|

(注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4. 募集期間

年 月 日 () から 年 月 日 () 時まで

5. 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○ 提案書類

① 提案書

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注1）

② 添付書類

誓約書（上記3.の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

提案をする者の本人確認書類（注2）

その他[行政機関の長等が]必要と認める書類

委任状（代理人の権限を証する書面）（注3）

○ 提案書及び添付書類の各様式のダウンロード

<http://www.・・・go.jp/teian/category/・・・>

（注1）法第118条第1項の規定に基づき、既作成の行政機関等匿名加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

（注2）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

（注3）代理人による提案をする場合に限ります。

(2) 提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 持参（注1）又は郵送・信書便（注2）による場合

提案書類2部を提出してください。

（注1）持参による場合は、平日の午前9時30分から午後5時30分まで（年末年始を除く。）

（注2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

② オンラインによる場合

画面上に表記される手順に沿って提出してください。

（注）締切日当日必着です。

○ 提案書類の提出先

〒[郵便番号]

東京都 区 丁目 番号

() 府・省・庁・委員会 () 担当

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第 10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第 11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) [行政機関等]からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) [行政機関等]が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は[行政機関等]に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

（ ）府・省・庁・委員会（ ）担当

電 話 :

電子メール :

<標準様式第3-3> 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書

一 行政機関等匿名加工情報の作成に用いる個人情報ファイルの名称

二 作成する行政機関等匿名加工情報の名称

三 手数料等の額

円

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第115条の規定に基づき、上記に掲げる行政機関等匿名加工情報を提供する（行政機関の長等）（甲）と（行政機関等匿名加工情報を事業に利用しようとする者の名称）（乙）とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関して、次のとおり合意し、当該利用に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自一通を保有する。

年 月 日

（甲） 住 所

名 称

代表者氏名

（乙） 住 所

氏 名（名称）

代表者氏名

(定義)

第1条 本契約中に用いられる用語は、特段の定めがない限り、次の定義によるものとする。

- 一 「本行政機関等匿名加工情報」とは、本契約に基づいて甲が作成し、乙がその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報であって、別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】にその詳細を定めるものをいう。
- 二 「本利用条件」とは、本行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件として別紙2に定めるものをいう。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、契約締結の日から第5条第1項に規定する本行政機関等匿名加工情報の利用期間の終了日までとする。

(本行政機関等匿名加工情報の作成及び提供)

第3条 甲は、別紙1に定める仕様による本行政機関等匿名加工情報を作成するものとする。

- 2 甲は、本行政機関等匿名加工情報の作成を完了したときは、別紙1【行政機関等匿名加工情報の提供方法】に定める方法により、乙に対して本行政機関等匿名加工情報を提供するものとする。
- 3 前項の規定により、乙が甲から本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から別紙1【行政機関等匿名加工情報の詳細】に関する説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

(欠陥及び障害等)

第4条 乙は、本行政機関等匿名加工情報を受領した後、直ちにその物理的欠陥又は障害その他の問題等の有無について検査をし、当該検査の結果、読み取りエラー等の物理的欠陥又は障害その他の問題等を発見したときは、直ちに甲に対してその旨を報告しなければならない。

- 2 乙は、本行政機関等匿名加工情報に問題を発見し、甲に対して前項の報告をしたときは、本行政機関等匿名加工情報を受領した日から起算して14日以内に、甲に対し、理由を明示して本行政機関等匿名加工情報の交換を求めることができる。
- 3 甲は、前項の求めに合理的な理由があると認めるときは、これに応じなければならない。
- 4 前項の規定により甲が応じた場合、甲は、この間に発生した損害の責を負わないものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

(利用期間)

第5条 甲は、乙に対し、●年●月●日から○年○月○日までの間、本行政機関等匿名加工情報を本利用条件の範囲内で利用することを許諾するものとする。

2 乙は、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件以外の利用目的、利用方法その他利用条件で本行政機関等匿名加工情報の加工、編集、第三者への提供その他の利用をしてはならない。

3 甲と乙は、以下の事項を相互に確認する。

一 本行政機関等匿名加工情報に関する著作権は甲に帰属すること

二 本契約において明示したものを除き、本契約の締結によって甲が乙に対して本行政機関等匿名加工情報に関する著作権を譲渡、移転及び利用許諾するものではないこと

(受領者の義務)

第6条 乙は、第3条第2項の規定により本行政機関等匿名加工情報を受領したときは、甲から、本行政機関等匿名加工情報が、法第2条第6項に規定する匿名加工情報に含まれ、匿名加工情報取扱事業者に係る規律を受ける旨の説明を受け、これを承諾するものとする。ただし、この説明は書面の交付をもってこれに代えることができるものとする。

2 乙は、本行政機関等匿名加工情報を他の情報と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、法その他関連法令並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）に従い、適切な安全管理の措置を講じなければならない。

3 乙は、本行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、本人を識別するために本行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 乙は、本行政機関等匿名加工情報の漏えいその他の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるときは、直ちに甲にその旨を報告し、是正のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、法第113条に規定する欠格事由に該当することとなったときは、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本契約に基づいて相手方から秘密として開示されたもの（以下本条において「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、事前に相手方の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

一 開示された時点で、既に公知となっている情報

- 二 開示された後、情報を開示された者（以下「受領当事者」という。）の責めによらず公知となった情報
 - 三 開示された時点で、既に受領当事者が保有していた情報
 - 四 開示された後、受領当事者が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- 3 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的に使用してはならず、本契約のため必要な限度を超えて秘密情報を複製してはならない。
 - 4 乙は、本契約のために必要な場合に限り、秘密情報を再委託先に開示することができる。その場合、乙は、乙が遵守すべき義務と同一の義務を再委託先に課さなければならない。この場合において、乙は、再委託先に対する監督を行わなければならない。

（契約終了後の措置等）

- 第8条 乙は、本契約が終了した日以後は、本行政機関等匿名加工情報を利用してはならない。
- 2 乙は、本契約が終了したときは、直ちに、本行政機関等匿名加工情報を甲に返却しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定に従って甲に返却する際、乙が保有、管理する記録媒体に保存した本行政機関等匿名加工情報を削除し、かつ削除した情報を読み取ることができないように処理しなければならない。ただし、法令上の義務に基づいて保存が義務付けられている場合はこの限りでない。
 - 4 甲は、乙に対し、前項に従って本行政機関等匿名加工情報が全て削除処理されたことを証する書面の提出を求めることができる。
 - 5 乙は、本契約が終了した後も、本行政機関等匿名加工情報を利用して作成した二次加工物や統計情報、又は本行政機関等匿名加工情報の分析結果について、本利用条件に記載された利用目的、利用方法その他利用条件の範囲内で利用することができる。

（甲による契約解除）

- 第9条 甲は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙に本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った催告後もその行為が是正されないとき。
 - 二 乙が本契約の締結に当たって、甲に対して虚偽の書面及び書類を提出したことが判明したとき。
 - 三 乙が法第113条（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）における法の委任規定を含む。）に掲げる欠格事由に該当することとなったとき。
 - 四 乙に重大な契約違反行為があったとき。
- 2 前項の場合において、乙が甲に対して納付した本行政機関等匿名加工情報に関する手数料等は返還しない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人その他の団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他業務執行の意思決定に影響を及ぼす者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 11 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(損害賠償)

第 12 条 甲は、前二条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しないものとする。

2 乙は、甲が前二条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 13 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 14 条 乙は、甲の書面による事前の承諾がなければ、本契約の契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約に基づく自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。

(免責)

第 15 条 甲は、乙が本行政機関等匿名加工情報の利用により受けた不利益若しくは損失について、乙に対し責任を負わないものとする。

2 甲は、乙による本行政機関等匿名加工情報の利用により、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

(準拠法)

第 16 条 本契約の解釈及び適用に当たっては日本法が適用される。

(管轄)

第 17 条 この契約について裁判上の紛争が生じた場合は、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に疑義が生じた場合は、本契約の趣旨に従い、双方誠意をもって協議し、決定する。

(存続条項)

第 19 条 本契約が終了した後も、第 6 条から第 8 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 18 条までについては有効に存続するものとする。

(別紙1)

1. 行政機関等匿名加工情報の詳細

(1) 作成に用いる個人情報ファイルの名称

(2) 行政機関等匿名加工情報の名称

(3) 行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（データ量）

(4) 行政機関等匿名加工情報に含まれる記録項目及び各記録項目の内容（下表のとおり。）

記録項目	情報の内容

2. 行政機関等匿名加工情報の提供方法

(別紙2)

行政機関等匿名加工情報の利用目的、利用方法その他利用条件

- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報について、個人・団体等を特定しようとする試みは行わないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報を提案書に記載した目的以外に利用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- ・ 提供された行政機関等匿名加工情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- ・ 不適切利用を行った場合、行政機関等が措置する提供禁止措置に合意すること。
- ・ その他、行政機関等匿名加工情報の取扱いに関し甲の指示に従うこと。